

2013年10月21日

大仙市議会
議長 橋村 誠 殿

秋田県社会保障推進協議会
会 長 渡 辺 淳
〒010-0001 秋田市中通6丁目2-1
TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0203

医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出を要請する陳情書

【陳情趣旨】

8月6日、社会保障制度改革国民会議は最終報告書を提出し、「持続可能な社会保障を構築していく」もとで「徹底した給付の重点化・効率化が求められる」と強調しました。「将来の社会を支える世代の負担が過大にならないように」と、世代間格差を強調し、公的制度への依存を減らす「自助努力」を国民に迫っています。

医療分野では「70歳～74歳の患者負担の1割から2割への引上げ」「国民健康保険保険料（税）アップ」「財政運営主体の都道府県への移行」などの負担増を盛り込みました。後期高齢者医療制度も温存。「かかりつけ医」による「ゆるやかなゲートキーパー（門番）」機能を導入して、自由に病院を選べる現在のフリーアクセス制度を制限し、紹介状がなく大病院にかかる際には、一定の定額自己負担を求めるとしています。

介護分野では要支援者を保険給付の対象からはずし、市町村まかせの地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させるとし、特別養護老人ホームからは、「軽度者」を締め出す方向を示しています。「一定上の所得」がある利用者の自己負担を引き上げることも明記しています。

年金分野では、支給額を減らす「マクロ経済スライド」の実施を要求し、支給開始年齢のさらなる引き上げも狙われています。

保育分野では、公的責任を投げ捨てる「子ども・子育て支援新制度」（新システム）、規制緩和による保育の質の引き下げや株式会社の参入を少子化対策として盛り込みました。

憲法25条で保障した社会保障制度は、そもそも互助組織などの仕組みでは立ち行かないものを国の責任で保障・制度化したものです。社会保障制度の根本を変えてしまう制度の変更は止めるべきです。

地方自治法第99条の規定により、国の関係機関へ意見書を提出いただくよう陳情致します。

【陳情項目】

- (1) 70～74歳医療費窓口負担を引き上げないで下さい。医療・介護の保険料と自己負担を引き下げて下さい。又、低所得者などへの減免制度を拡充して下さい。
- (2) 介護保険「要支援」などの保険外しを止めると共に、医療・介護を営利企業の金儲けの場に変えないで下さい。国の責任と公的保険で、すべての人に安心の医療・介護を保障して下さい。
- (3) 社会保障の公的責任を放棄し、個人の責任に変える「社会保障制度改革推進法」を廃止して下さい。消費税の増税でなく、大企業や富裕層に応分の負担を求めることで必要な財源を確保して下さい。

